

目次

第 1 章 総則(第 1 条 第 5 条)

第 2 章 環境施策の基本的事項

第 1 節 施策の基本方針等(第 6 条・第 7 条)

第 2 節 基本的施策(第 8 条 第 18 条)

第 3 節 施策の推進体制(第 19 条・第 20 条)

第 3 章 岡谷市環境審議会(第 21 条 第 29 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営んでいく上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けられるとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っていることを認識して行われなければならない。

2 環境の保全は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、自然と人とが共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、環境が有限な資源であることを認識して、すべてのものの適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、公害の発生の防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。
- 2 事業者は、その事業活動を行うこと及びその事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市が行う環境施策及びその事業所が所在する地域における環境保全活動に協力するものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において物を大切にすることをもち、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の減量等を実践することにより、環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。
- 2 市民は、自ら環境の保全について認識を深めるとともに、市が行う環境施策に協力するものとする。
- 3 市民は、地域における環境保全活動に積極的に参加するものとする。

第2章 環境施策の基本的事項

第1節 施策の基本方針等

(基本方針)

- 第6条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づくものとする。
- (1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保に配慮するとともに、自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を推進し、環境への負荷を少なくさせる仕組みを構築すること。
- (4) 自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした良好な生活環境を確保すること。
- (5) 地域における環境保全活動を通じて、地球環境の保全に貢献すること。
- (6) 市民及び事業者(以下「市民等」という。)の自主的かつ積極的な環境保全活動が促進されること並びに市民等の環境の保全に関する意見が反映されること。

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、岡谷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 環境への配慮の指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見の反映に努めるとともに、第 21 条に規定する岡谷市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画の適切な運用と進行管理を行い、必要があるときは環境基本計画を変更するものとする。
- 6 第 3 項及び第 4 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第 2 節 基本的施策

(規制の措置)

第 8 条 市は、公害の防止、自然環境の保全及びその他環境の保全に資するため、必要があるときは適切な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第 9 条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷を少なくするための施設の整備その他の適切な措置に対し、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用等の促進)

第 10 条 市は、市民等による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第 11 条 市は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第 12 条 市は、市民等が環境の保全について理解を深めるとともに、環境保全活動を行う意欲を高めるため、環境教育及び環境学習の振興に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供等)

第 13 条 市は、環境の保全に関する情報を適切に提供し、又は広報活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 14 条 市は、市民等及びこれらの者の構成する民間団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境保全活動を促進するため、必要があるときは適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない事業所の育成)

第 15 条 市は、事業者が自ら環境の保全に配慮した事業活動を行い、環境への負荷の少ない事業所となるように育成するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視及び調査の充実)

第 16 条 市は、環境の状況を把握するための監視及び調査を充実させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(諏訪湖及び天竜川の水質浄化)

第 17 条 市は、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、諏訪湖及び天竜川の水質を浄化するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第 18 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護及びその他の地球環境の保全に関して、地域において取組が可能な施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、環境施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関等との協力)

第 20 条 市は、環境施策の実施に当たっては、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、協力してその推進に努めるものとする。

第 3 章 岡谷市環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、岡谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 22 条 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、環境の保全に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 関係行政機関職員

(3) 一般公募者

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平成 15 条例 8・一部改正)

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 27 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べるができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、生活環境部環境安全課が行う。

(委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岡谷市環境審議会条例の廃止)

2 岡谷市環境審議会条例(昭和 47 年岡谷市条例第 6 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により委嘱された岡谷市環境審議会委員及び岡谷市環境審議会専門委員は、この条例の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成 15 年条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員に委嘱されている者の任期は、なお従前の例による。